



福島県報

目次

- 福島県病院局財務規程の一部を改正する規程
- 福島県病院局財務規程の一部を改正する規程
- 福島県教育委員会
- 福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 福島県教育委員公文書等管理規則の一部を改正する規則
- 福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則
- 主任主査相当の職の職務の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

福島県病院局

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成25年3月26日

福島県病院局事業管理者 丹羽真一

福島県病院局管理規程第7号

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程

福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

- 第142条第1項中「第169条の4第2項」を「第169条の7第2項」に改める。
- 第174条第1項第5号中「50万円」を「100万円」に改める。
- 第180条第1項中「年3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。
- 別表第1喜多方病院の項を削る。
- 別表第2喜多方病院の項を削る。
- 別表第5の3の表株式会社東邦銀行郡山支店の項中「株式会社東邦銀行郡山支店」を「株式会社東邦銀行郡山営業部」に改める。
- 様式第76号中「請負人」を「受注者」に改める。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第142条第1項の改正規定は公布の日から、第174条第1項第5号の改正規定は平成25年5月1日から施行する。（病院総務課）

福島県病院局事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成25年3月26日

福島県病院局事業管理者 丹羽真一

福島県病院局管理規程第8号

福島県病院局事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院局事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程（平成18年福島県病院局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「ほか、」の次に「平成26年3月31日までは」を加え、「得た額」を「得た額。以下この項において「差額相当額」という。）を、平成26年4月1日から平成27年3月31日までは差額相当額から平成26年3月31日における差額相当額に3分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を乗じたときは、これを切り捨てた額。以下この項において「減額基準額」という。）（減額基準額が差額相当額を超えるときは、当該差額相当額）を減じた額を、平成27年4月1日から平成28年3月31日までは差額相当額から減額基準額に2を乗じて得た額（その額が差額相当額を超えるときは、当該差額相当額）を減じた額」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

（病院総務課）

福島県教育委員会

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月26日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第5号

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

福島県立学校の管理運営に関する規則（昭和四十六年福島県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項第十四号中「骨髄移植」の下に「若しくは末梢血幹細胞移植」を加え、「骨髄液」を「骨髄若しくは末梢血幹細胞」に改め、同項第十九号及び第二十号中「風水震災等」を「地震、水害、火災その他の災害」に改め、同項第二十二号中「風水震災等」を「地震、水害、火災その他災害又は交通機関の事故等」に改める。

第六号様式（表面）並びに第七号様式の三（表面）及び（裏面）中「申請書」の次に「申請書」を加え、「申請書」を「申請書」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県立学校の管理運営に関する規則第六号様式及び第七号様式の三による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（高校教育課）

福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第六号

福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会文書等管理規則（平成十二年福島県教育委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

- 1 第三条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「事案に」を「事案の処理に」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
- 2 前項の規定による文書等の作成は、当該事案の処理に係る経緯を含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、行わなければならない。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（教育総務課）

福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第七号

福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則

福島県教育庁組織規則（平成二十年福島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「前条」を「第十五条」に改め、同条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。

（充てる職）

第十六条 次の表の下欄に掲げる職は、当該上欄に掲げる職にある者をもって充てる。

政策監

教育次長（二人以上の教育次長を置く場合にあっては、総務担当の教育次長）

別表第二中「第十六条関係」を「第十七条関係」に改め、同表主任主査の項、専門文化財主査の項、専門建築技師の項、専門電気技師の項、主任管理主事の項、主任指導主事の項及び主任社会教育主事の項中「処理する」を「処理し、並びに担当する事務を取りまとめ、及び整理する」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（教育総務課）

主任主査相当の職の職務の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第八号

主任主査相当の職の職務の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

（福島県立図書館組織規則の一部改正）
第一条 福島県立図書館組織規則（昭和三十四年福島県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第八条の表主任主査の項及び専門司書の項中「処理する」を「処理し、並びに担当する事務を取りまとめ、及び整理する」に改める。

（福島県教育センター組織規則の一部改正）

第二条 福島県教育センター組織規則（昭和四十六年福島県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表主任主査の項及び主任指導主事の項中「処理する」を「処理し、並びに担当する事務を取りまとめ、及び整理する」に改める。

（福島県立学校の管理運営に関する規則の一部改正）

第三条 福島県立学校の管理運営に関する規則（昭和四十六年福島県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第九条の表主任主査の項中「処理する」を「処理し、並びに担当する事務を取りまとめ、及び整理する」に改める。

（福島県立美術館組織規則の一部改正）

第四条 福島県立美術館組織規則（昭和五十九年福島県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第八条の表主任主査の項中「処理する」を「処理し、並びに担当する事務を取りまとめ、及び整理する」に改める。

（福島県養護教育センター組織規則の一部改正）

第五条 福島県養護教育センター組織規則（昭和六十一年福島県教育委員会規則第四号）

の一部を次のように改正する。
別表主任主査の項中「処理する」を「処理し、並びに担当する事務を取りまとめ、及び整理する」に改める。

(福島県立博物館組織規則の一部改正)

第六条 福島県立博物館組織規則(昭和六十一年福島県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第九条の表主任主査の項中「処理する」を「処理し、並びに担当する事務を取りまとめ、及び整理する」に改める。

(福島県自然の家組織規則の一部改正)

第七条 福島県自然の家組織規則(平成二十一年福島県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第五条の表主任主査の項、主任指導主事の項及び主任社会教育主事の項中「処理する」を「処理し、並びに担当する事務を取りまとめ、及び整理する」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(教育総務課)